

千葉県緑保健福祉センター市民駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県庁舎管理規則（昭和40年千葉県規則第25号）に定めるもののほか、緑保健福祉センター（以下「センター」という。）敷地内の市民駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 市民駐車場は、センター敷地内にセンターの来庁者（以下「来庁者」という。）の駐車場として確保する。

(管理運営)

第3条 市民駐車場の管理は、緑保健福祉センター所長（以下「所長」という。）が行うものとする。

(利用者)

第4条 市民駐車場には、来庁者以外の者は駐車してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 災害時の緊急用務のため駐車するとき。
- (2) その他所長が特に必要があると認めるとき。

(利用時間)

第5条 市民駐車場の利用時間は、年末年始を除く午前8時から午後6時15分までとする。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この時間に限らず駐車できるものとする。

(利用方法)

第6条 市民駐車場の利用者は、駐車場警備員の指示に従い、駐車場内に安全に駐車するものとする。

(駐車時間)

第7条 市民駐車場の駐車時間は、原則として2時間以内とする。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この時間に限らず駐車できるものとする。

(駐車時間超過者に対する措置)

第8条 所長は、駐車時間を超えて駐車している者に対しては、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 口頭注意又は駐車自動車への注意文書の貼付
- (2) 庁内放送等により駐車自動車の移動を命令すること。
- (3) その他所長が必要と認める措置

(利用制限)

第9条 庁舎の整備工事その他管理上必要と認めるときは、駐車場の一部又は全部の利用を制限することができる。

(事故の取扱)

第10条 市は、市民駐車場において発生した事故については、駐車場管理上の責に帰すべき事由によるもののほか、責任を負わないものとする。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(参考) 利用時間の例外が認められるもの ※第5条関係

1 事業の実施によるもの

所管課	内容
高齢障害支援課 (高齢支援班)	・介護保険法第115条の48に規定する地域ケア会議 ・高齢者虐待防止に係る関係者会議
(障害支援班)	・その他医療・福祉専門職向けの講演または研修
(介護保険室)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条に規定する市町村審査会 ・介護保険法第14条に定める介護認定審査会
社会援護課	・生活保護世帯等学習・生活支援事業による学習指導の実施

2 その他

- (1) 制度利用の申請及び相談などで、やむを得ず利用時間外に及ぶ場合
- (2) 業務上必要な面談等が利用時間外でなければ困難であり、所属長が認める場合